

曳航契約書

(以下「荷主」という)と

(以下「船主」という)

との間において、下記欄内記載事項及び裏面の条項に基づき、曳航契約(以下「本契約」という)を締結する。

曳 船	船名		総トン数	
			馬 力	
被曳航物	喫水		喫水	
	搭載貨物		搭載貨物	(以下「被曳航物」という)
曳出地				
受取場所 (17条) 責任の開始	岸壁・港内・錨地・港沖合・その他： (いずれかをマルで囲む、「その他」は具体的に記入) 上記の場所において曳索の連結作業が開始された時			
目的地				
引渡場所 (17条) 責任の終了	岸壁・港内・錨地・港沖合・その他： (いずれかをマルで囲む、「その他」は具体的に記入) 上記の場所において曳索が切り離された時			
曳航料(5条)	総 額	内各被曳航物の曳航料内訳(5条)		
	支払方法	第1回 本契約締結の時 第2回 曳出地発航の時 第3回 目的地到着の時	名称	金額
	支払場所			
曳航開始 (1条)	予 定 日			
	通 知 先	TEL	FAX	
		TEL	FAX	
		TEL	FAX	
TEL		FAX		
滞船料(7条)	1日につき 円(1日未満は按分)			
解除料(8条)				
目的地到着 予定通知 (6条)	通知時期			
	通 知 先	TEL	FAX	
		TEL	FAX	
		TEL	FAX	
TEL		FAX		
仲裁地(23条)	東京都・神戸市(いずれかをマルで囲む。指示のないときは東京都を仲裁地とする。)			
特約条項				

本契約を証するため本書

年 月 日

通を作成し、各自記名調印の上、

において

がこれを保有する。

荷 主

船 主

第1条【曳船の曳航準備、曳航準備完了通知】

1 船主は、曳船に曳索その他曳航に必要な装置を備え、6 欄記の曳航開始予定日に曳航を開始できるように、曳船を曳出地に到着させなければならない。

2 曳船船長は、曳出地において曳船の曳航準備が整ったときは、荷主に対してその旨を通知しなければならない。

第2条【被曳航物の曳航準備】

荷主は、被曳航物に台索及び航海灯その他曳航に必要な装置を備え、6 欄記載の曳航開始予定日に曳航が開始できる状態に置かなければならない。

第3条【連結及び切離し】

曳船と被曳航物との連結及び切離しは、曳船船長がこれを行う。

第4条【曳出地及び目的地】

曳出地及び目的地は潮汐の干満を問わず、曳船及び被曳航物が常に安全に浮揚しうる場所で行なければならない。

第5条【曳航料の取得】

1 船主は、被曳航物が滅失した場合、曳航料のうちすでに支払期日の到来したものに限り取得する権利を有する。

2 船主は、曳航が完了したときは、被曳航物が損傷した場合で曳航料全額を取得する権利を有する。

3 複数の被曳航物の曳航中にいずれかが滅失した場合、5 欄に記載された曳航料が各被曳航物毎に表示されているときは、滅失した被曳航物についてのみ本条第1項を適用する。

第6条【目的地到着予定通知、被曳航物引渡し通知】

1 曳船船長は、9 欄記載のとおり目的地到着予定通知を行う。

2 曳船船長は、目的地において被曳航物の引渡し準備が整ったときは、9 欄記載の通知先にその旨を通知しなければならない。

第7条【滞船料】

1 第1条第2項の通知が発せられた時から24時間を経過しても、荷主の責めに帰すべき事由により、被曳航物の曳航準備が整わないときは、荷主は、船主に対して24時間経過後曳出地発航の時までの時間につき、7欄記載の滞船料を支払わなければならない。ただし、曳航開始予定日前の時間については、滞船料を生じない。

2 前条第2項の通知が発せられた時から24時間を経過しても荷主が被曳航物を受け取らないときは、荷主は、船主に対して24時間経過後受取りまでの時間につき7欄記載の滞船料を支払わなければならない。

第8条【解除】

1 荷主は、曳船が曳出地を発航する前であれば、8欄記載の解除料、曳船を曳出地に回航し曳出準備を整えるために船主が要した実費及び第7条により滞船料が生じているときはその滞船料を支払うことにより、本契約を解除することができる。

船主は、上記金員の支払を受けたときは、すでに支払われた曳航料を荷主に返還しなければならない。

2 船主は、荷主による被曳航物の曳航準備が、第1条第2項の通知が発せられてから7日目(土曜、日曜その他の公休日を含む)の24時までに整わないときは、本契約を解除することができる。この場合、荷主は船主に対して、前項と同様の金員を支払わなければならない。同金員が支払われたときは、船主はすでに支払われた曳航料を荷主に返還しなければならない。

3 船主は、6欄記載の曳航開始予定日の24時までに曳航を開始できないことが判明したときは、すみやかにその事実及び新たな曳航開始予定日を荷主に通知しなければならない。

荷主は、通知を受け取ってから24時間以内に本契約を解除するか、新たな曳航開始予定日に合意するかを船主に連絡するものとする。荷主が本契約の解除を選択したときは、すでに支払われた曳航料は返還されるものとし、また解除が船主の故意又は重大なる過失による遅延に基づく場合には、荷主はこれによって生じた損害の賠償を船主に請求することができる。

4 船主及び荷主の責めに帰すことができない事由により、曳船又は被曳航物が滅失又は重大な損害を被ったために本契約の履行が不可能となったときは、船主又は荷主は本契約を解除することができる。

本項による解除が、曳船の曳出地発航前のときは、本条第1項の規定を準用する。解除が曳船の曳出地発航後のときは、船主は支払期日の到来した曳航料、及び第7条により滞船料が生じているときはその滞船料を取得する権利を有する。ただし、いずれの場合にも荷主は解除料の支払を要しない。

5 船主は、前項による解除を行う前に、可能なかぎり代船をもって本契約の履行に努めるものとする。

第9条【上乗人】

1 荷主は、被曳航物の状態を勘案し、被曳航物に上乗人の配乗を必要と考えるときは、自己の費用と責任で上乗人を乗務させることができる。

2 曳船船長は、相当な理由があるときは、荷主に対して荷主の費用と責任で被曳航物に上乗人を乗務させることを要求することができる。

第10条【保険契約の締結】

船主は曳船について、荷主は被曳航物について、第三者に対する賠償責任保険を含め、それぞれ自己の費用で曳出地発航前に保険契約を締結しなければならない。

第11条【費用負担】

港費、水先案内料、補助曳船料、警戒船料その他の曳航に付随して発生する費用は荷主が負担する。

第12条【補償】

曳船船長が、被曳航物の安全な曳航のために被曳航物に修理、改造を行うか若しくは装備を施す必要があると認めため、又は荷主の都合により、いずれかの港に入港したときは、荷主は、そのために費した時間につき7欄記載の滞船料相当額を船主に対して支払わなければならない。

第13条【離路】

曳船は、人命、財産若しくは船舶の救助、燃料の補給その他正当な目的のため、途中港に寄港し又は離路することができる。

第14条【救助】

被曳航物が曳船から離れ、曳船がこれを救助したときでも、通常の曳航作業の程度を超える救助作業がなされた場合を除き、船主は、救助料を請求することができない。

第15条【留置権】

船主は、曳航料、滞船料その他荷主が船主に支払うべき一切の金額の支払を担保するため被曳航物を留置し、かつ、その支払を受けるためこれを競売することができる。

第16条【堪航性に関する船主の義務と責任】

1 船主、曳船船長その他の船主の使用人は、曳出地発航の当時、曳船を曳航に堪える状態におくことについて相当の注意を尽くさなければならない。

2 船主、曳船船長その他の船主の使用人が前項に規定する相当の注意を怠ったことにより生じた、被曳航物に関する損害(被曳航物が第三者に与えた損害を含む)については、船主が賠償責任を負う。

第17条【船主の義務と責任】

1 船主、曳船船長その他の船主の使用人は、3欄記載の責任開始から4欄記載の責任の終了までの期間、相当の注意をもって曳航作業を行わなければならない。

2 船主、曳船船長その他の船主の使用人が、前項に規定する相当の注意を怠ったことにより生じた、被曳航物に関する損害(被曳航物が第三者に与えた損害を含む)については船主が賠償責任を負う。ただし、曳船船長その他の船主の使用人の曳船の航行若しくは曳船の取扱いに関する行為(故意又は重大なる過失によるものを除く)又は曳船若しくは被曳航物における火災(船主の故意又は過失によるものを除く)により生じた損害は除く。

3 前項被曳航物に関する損害が、次の事由によって生じたものであるときは、前項の規定にかかわらず、船主はそれらの損害について賠償責任を負わない。

(1)海上その他可航水域に特有の危険

(2)天災

(3)戦争、暴動又は内乱

(4)海賊行為その他これに準じる行為

(5)裁判上の差押え、検査上の制限その他公権力による処分

(6)荷主又はその使用人の行為

(7)同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為

(8)海上における人命又は財産の救助行為

(9)曳船の船体、機関又は設備の隠れた欠陥(ただし、船主が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかったものに限る)

4 第2項ただし書又は前項に規定する船主の免責事由により被曳航物が第三者に与えた損害について、船主が第三者に賠償義務を負い、これを履行したときは、荷主はその賠償額及び所要費用を、船主に對し補償しなければならない。

第18条【荷主の義務と責任】

1 荷主及びその使用人は、曳出地発航の当時、被曳航物を曳航に堪える状態におくことについて相当の注意を尽くさなければならない。

2 荷主及びその使用人が前項に規定する相当の注意を怠ったことにより生じた損害(曳船が第三者に与えた損害を含む)については、荷主が賠償責任を負う。

第19条【自己の損害と責任】

第16条、第17条及び第18条により、船主又は荷主のいずれかの当事者が責任を負う場合を除き、曳船に関する損害は、曳船が第三者に与えた損害を含め、船主が負担し、被曳航物に関する損害は、被曳航物が第三者に与えた損害を含め、荷主が負担する。

第20条【代船】

船主は、やむを得ない事情があるときは、代船により本契約を履行することができる。ただし、船主は、あらかじめ代船の主要目及び位置について荷主に通知し、その承諾を得なければならない。

第21条【契約違反】

本契約に違反した者は、本契約に別段の規定がない限り、相手方がこれによって被った損害を賠償しなければならない。

第22条【損害の通知】

損害賠償請求者は、被曳航物の引渡しが行われた日又は曳航契約が打ち切られた日より60日以内に書面(ファックス、テレックスを含む)で請求を通知し、かつ、同じく1年以内に第23条に基づき仲裁の申立てを行わないときは、請求の権利を失う。

第23条【仲裁】

1 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、10欄記載の地において社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則による。